

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

奈良県新公会堂新名称選定委員会を設置し、奈良県新公会堂の新名称の選定についての審査に関する事務を担当させることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 市町村が処理する事務の追加

工場立地法に基づく特定工場の新設の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を川西町が処理することとした。

2 事務を処理する市町村の追加

(1) 地方自治法に基づく新たに生じた土地の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町村を追加することとした。

(2) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく業務に関する必要な指示等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係市村を追加することとした。

(3) 国有財産法に基づく国土交通省所管の国有財産に係る河川法に規定する準用河川の用に供されている国有財産に係る立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務を処理する関係市町村を追加することとした。

(4) 柔道整復師法に基づく業務に関する必要な指示等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係市村を追加することとした。

(5) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく都市計画施設の区域内に所在する土地等を譲渡しようとする場合の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとした。

- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場の設置の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとした。
- (7) 文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に係る教育委員会の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
- (1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改正することとした。

2 諸手当の改定

初任給調整手当及び勤勉手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(一)適用の職員

月額 四一〇、九〇〇円 ↓ 四二二、二〇〇円

イ 医療職給料表(一)適用の職員以外の医師等の職員

月額 五〇、〇〇〇円 ↓ 五〇、三〇〇円

(2) 勤勉手当(平成二十六年度)

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・六七五月分 ↓ ○・八二五月分

(イ) 特定幹部職員

十二月期 ○・八七五月分 ↓ 一・〇二五月分

イ 再任用職員

(イ) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・三二五五分 ↓ ○・三七五五分
(イ) 特定幹部職員

十二月期 ○・四二五五分 ↓ ○・四七五五分
(3) 勤勉手当(平成二十七年度以降)

ア 再任用職員以外の職員

(7) 特定幹部職員以外の職員

六月期 ○・六七五五分 ↓ ○・七五五分

十二月期 ○・八二五五分 ↓ ○・七五五分

(イ) 特定幹部職員

六月期 ○・八七五五分 ↓ ○・九五五分

十二月期 一・〇二五五分 ↓ ○・九五五分

イ 再任用職員

(7) 特定幹部職員以外の職員

六月期 ○・三二五五分 ↓ ○・三五五分

十二月期 ○・三七五五分 ↓ ○・三五五分

(イ) 特定幹部職員

六月期 ○・四二五五分 ↓ ○・四五五分

十二月期 ○・四七五五分 ↓ ○・四五五分

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改正することとした。

2 期末手当(平成二十六年)

十二月期 一・五五分 ↓ 一・七〇月分

3 期末手当(平成二十七年度以降)

六月期 一・四〇月分 ↓ 一・五五分

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・五五分

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改正することとした。

2 期末手当（平成二十六年年度）

十二月期 一・五五月分 ↓ 一・七〇月分

3 期末手当（平成二十七年年度以降）

六月期 一・四〇月分 ↓ 一・五五月分

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・五五月分

第四 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十六年度

十二月期 一・五五月分 ↓ 一・七〇月分

(2) 平成二十七年年度以降

六月期 一・四〇月分 ↓ 一・四七五月分

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・六二五月分

第五 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十六年度

十二月期 一・五五月分 ↓ 一・七〇月分

(2) 平成二十七年年度以降

六月期 一・四〇月分 ↓ 一・四七五月分

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・六二五月分

第六 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十六年度

十二月期 一・五五月分 ↓ 一・七〇月分

(2) 平成二十七年年度以降

六月期 一・四〇月分 ↓ 一・四七五月分

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・六二五月分

第七 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

- (1) 平成二十六年
十二月期 一・五五分 ↓ 一・七〇月分
- (2) 平成二十七年度以降
六月期 一・四〇月分 ↓ 一・四七五月分
十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・六二五月分

第八 施行期日等

- 1 平成二十六年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の2の(3)、第二の3、第三の3、第四の(2)、第五の(2)、第六の(2)、第七の(2)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- 2 第一の1及び2の(1)並びに第二の1並びに第三の1については平成二十六年四月一日から、第一の2の(2)、第二の2、第三の2、第四の(1)、第五の(1)、第六の(1)及び第七の(1)については同年十二月一日から適用することとした。
- 3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

1 協議会の設置

葛城・内吉野保健所感染症診査協議会及び桜井・吉野保健所感染症診査協議会を統合し、次の表の上欄に掲げる複数の保健所について、同表の下欄に掲げる協議会を置くこととした。

中和保健所、吉野保健所及び内吉野保健所	中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会
---------------------	----------------------

2 組織

委員の定数を三人から六人以内に改めることとした。

3 会議

会議の定足数を二人以上から過半数に改めることとした。

4 庶務

中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会の庶務は、中和保健所において処理することとした。

5 施行期日等

- (1) 平成二十七年二月十六日から施行することとした。
 (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例

1 会議室等の使用料の新設

次の会議室等の使用料の新設を行うこととした。

施設	区分	使用料	レセ	プシ	ヨン	ホー	ル2	その他
			土曜 日、	日、	日曜 日	日及 日休	日	
	午前		七三、	二七	〇円			六〇、
	午後		九六、	〇二	〇円		八二	
	午前 ・午後		一六	二九	〇円		一四	
	夜間		八三、	三八	〇円		六九、	
	午後 ・夜間		一七	九、	四〇	〇円	八、	
	全日		二五	二、	六七	〇円	九、	
	備考						二〇	
			1 入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、使用料は、上記金額の一・五倍に相当する額とする。				2 準備、練習等のため使用する場合は、上記金額の百分之七十に相当する額とする。	

2 施行期日等

C 控室	室 8 会議	室 7 会議	室 6 会議 及び 室 5 会議	室 6 会議	室 5 会議
○ 三、 円 六一	○ 八、 円 六八	○ 七、 円 〇〇	○ 四〇、 円 七六	○ 一、 円 三八	○ 二、 円 八二
○ 四、 円 七四	○ 一、 円 三七	○ 九、 円 一七	○ 五、 円 四一	○ 一、 円 二二	○ 三、 円 五二
○ 八、 円 三五	○ 二〇、 円 〇五	○ 一、 円 一七	○ 九、 円 一七	○ 二、 円 六〇	○ 五、 円 三四
○ 四、 円 一一	○ 九、 円 八七	○ 七、 円 九六	○ 四、 円 三八	○ 一、 円 〇九	○ 二、 円 二三
○ 八、 円 八五	○ 二、 円 二四	○ 一、 円 一三	○ 九、 円 七九	○ 三、 円 三一	○ 六、 円 七五
○ 一、 円 四六	○ 二、 円 九二	○ 二、 円 一三	○ 一、 円 五五	○ 四、 円 六九	○ 八、 円 五七
			会議室5、会議室6 及びその間の通路を 一体的に利用する場 合に限る。		

- (1) 平成二十七年七月十八日から施行することとした。ただし、(2)は、同年一月十八日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県地域医療介護総合確保基金条例

- 1 積立て
基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 2 管理
 - (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。
 - (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。
- 3 運用益金の処理
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。
- 4 処分
基金は、次のいずれかに該当する場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。
 - ア 基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
 - イ 国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金として積み立てた額に残余がある場合の当該残余の額その他の基金として積み立てた額の一部を国庫に納付する等のための財源に充てるとき。
- 5 繰替運用
基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
- 6 その他
この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。
- 7 施行期日
公布の日から施行することとした。